

令和 6 年度 道路橋梁維持管理事業
市道 駅北 1 号線外街路樹剪定業務委託

設計書

(当初設計)

工事番号

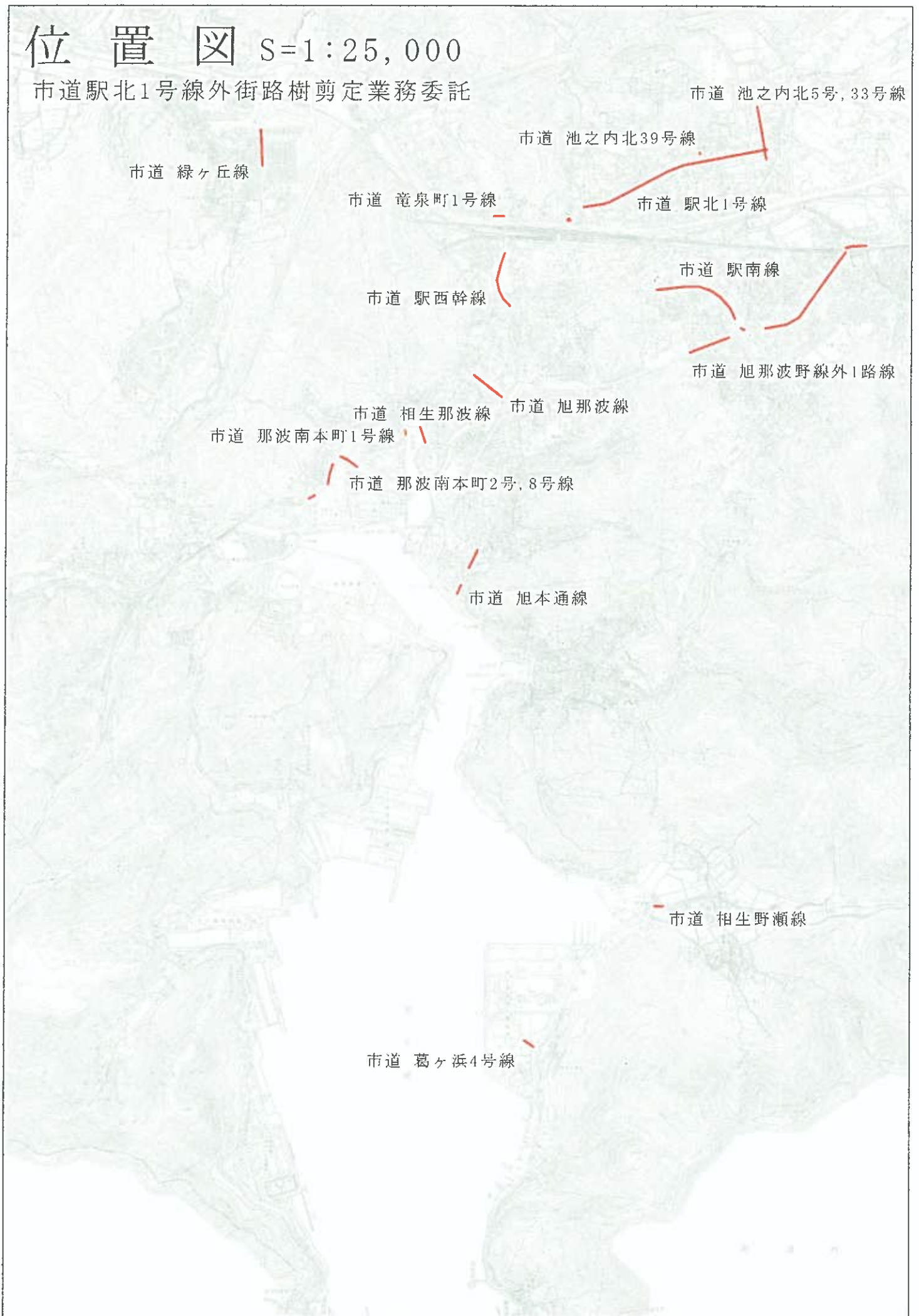
路線名等 市道 駅北 1 号線外

工事箇所 相生市 市内一円 地内

工 種 道路維持

位置図 S=1:25,000

市道 駅北1号線外街路樹剪定業務委託



総括情報表

単価適用年月日	0-06.04.01(0)		
工種区分 (公共) 施工地域区分 週休2日補正	今 回	前 回	

11 道路維持
 32 一般交通影響有り(2)-1
 04 週休2日補正なし

工事費内訳書

頁0-0002/0009

	費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費							
道路維持							
植栽維持工							
樹木・芝生管理工							
樹木せん定							
	せん定 [高木]；夏期せん定 幹周 30cm以上60cm未満	3		本			施工 第0-0001号内訳表
	せん定 [寄植]；低木 (株物)	6,900		m2			施工 第0-0002号内訳表
抜根除草							
	抜根・除草 植込み地	7,000		m2			施工 第0-0003号内訳表

工事費内訳書

頁0-0003/0009

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分工						
処分費 剪定枝・草 ；投棄量7t	1		式			施工 第0-0004号内訳表
仮設工						
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員 B	22		人日			施工 第0-0005号内訳表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率 分			式			

工事費内訳書

頁0-0004/0009

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
純工事費計						
現場管理費			式			
工事原価計						
一般管理費等			式			
工事価格計						
消費税相当額			式			
総 計						

高木剪定工数量計算表

前回設計

今回設計

工種	路線名	算式	本数 (本)	回数 (回)	延本数 (本)	図面 番号	摘要
高木剪定工	夏期剪定(幹周60cm未満)						
	駅北1号線(緑地帯)	=	3.0	1.0	3.0	2	キンモクセイ
合計			3.0		3.0		

前回設計

今回設計

低木剪定工数量計算表

工種	路線名	算式	面積 (㎡)	回数 (回)	延面積 (㎡)	図面 番号	摘要
低木剪定工	駅北1号線	=	788.0	2.0	1,576.0	1	ヒト'ツツジ' シャリンバイ ユキナギ
	池之内北5号, 33号線	=	146.0	2.0	292.0	1	ヒト'ツツジ'
	池之内北39号線	=	24.0	2.0	48.0	1	ヒト'ツツジ'
	駅北1号線(緑地帯)	=	20.0	2.0	40.0	2	
	駅西幹線	=	290.0	2.0	580.0	2	カンツバキ
	竜泉町1号線(緑地帯)	=	134.0	2.0	268.0	2	ヒト'ツツジ'
	駅南線	=	430.0	2.0	860.0	3	アベリア、シャリンバイ、ヒト'ツツジ'
	駅南線(緑地帯)	=	60.0	2.0	120.0	3	
	旭那波野線外1路線	109.0+631.0 =	740.0	2.0	1,480.0	3・4	ヒト'ツツジ' 杉マツツジ' シャリンバイ 榎
	旭那波線	=	128.0	2.0	256.0	5	ヒト'ツツジ' トベラ
	相生那波線	=	87.0	2.0	174.0	5	カンツバキ
	旭那波線	=	185.0	2.0	370.0	6	アベリア
	那波南本町2号, 8号線	=	95.0	2.0	190.0	6	キリシマツツジ アベリア
	那波南本町1号線	=	65.0	2.0	130.0	6	
	那波南本町1号線	=	137.0	1.0	137.0	6	
	旭本通線	=	140.0	2.0	280.0	7	カンツバキ ヒラドツツジ
	相生野瀬線	=	110.0	1.0	110.0	9	カンツバキ ヒト'ツツジ' トベラ ユキナギ
合計			3,579.0		6,911.0		

低木剪定工数量計算表

前回設計
今回設計

工 種	路 線 名	算 式	面 積 (㎡)	回 数 (回)	延 面 積 (㎡)	図面 番号	摘 要
低木剪定工	葛ヶ浜4号線	$24.0+14.0 =$	38.0	1.0	38.0	10	ネズミモチ
小 計			38.0		38.0		
合 計			3,617.0		6,949.0		

除草工数量計算表

工種	路線名	算式	面積 (m ²)	回数 (回)	延面積 (m ²)	図面 番号	摘要
除草工	駅北1号線	=	788.0	2.0	1,576.0	1	
	池之内北5号、33号線	=	146.0	2.0	292.0	1	
	池之内北39号線	=	24.0	2.0	48.0	1	
	駅北1号線(緑地帯)	=	20.0	2.0	40.0	2	
	駅西幹線	=	290.0	2.0	580.0	2	
	竜泉町1号線(緑地帯)	=	134.0	2.0	268.0	2	
	駅南線	=	430.0	2.0	860.0	3	
	駅南線(緑地帯)	=	60.0	2.0	120.0	3	
	旭那波野線外1路線	109.0+631.0 =	740.0	2.0	1,480.0	3・4	
	旭那波線	=	128.0	2.0	256.0	5	
	相生那波線	=	87.0	2.0	174.0	5	
	旭那波線	=	185.0	2.0	370.0	6	
	那波南本町2号、8号線	=	95.0	2.0	190.0	6	
	那波南本町1号線	=	65.0	2.0	130.0	6	
	那波南本町1号線	=	137.0	1.0	137.0	6	
	旭本通線(緑地帯)	=	140.0	2.0	280.0	7	
	緑ヶ丘線	=	91.0	1.0	91.0	8	
	相生野瀬線	=	110.0	1.0	110.0	9	
合計			3,670.0		7,002.0		

前回設計
 今回設計

除草工数量計算表

工種	路線名	算式	面積 (m ²)	回数 (回)	延面積 (m ²)	図面 番号	摘要
除草工	葛ヶ浜4号線	24.0+14.0 =	38.0	1.0	38.0	10	
小計			38.0		38.0		
合計			3,708.0		7,040.0		

特記仕様書

(特記仕様書の適用)

第 1 条 1 この仕様書は、下記の業務の施工に適用する。

業務名 : 市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託

業務場所 : 相生市 市内一円地内

2 本業務の施工にあたっては、「設計図書」及び兵庫県監修（令和5年10月）の「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」によるもののほか、次の特記事項により施工しなければならない。

(契約工期)

第 2 条 契約工期については、土・日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

(一般廃棄物の処理)

第 3 条 1 本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な処置を講ずることとする。

なお、本業務における一般廃棄物の再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、業務発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

一般廃棄物の種類	施設の名称	所在地
剪定木・草	櫛石樹園	相生市陸字ナル811-182他1筆

1) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受託者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受託者の責によるものでない事項についてはこの限りではない
(交通誘導員)

第 4 条 1 交通整理員については、警備業法による警備員とし、配置場所については監督員と協議するものとする。

なお、交通誘導員は延人数（ 22 人）を見込んでいるが、現場現状及び公安委員会との協議により変更が生じた場合は、

監督員と別途協議すること。なお、警備日報（社印のあるもの）と集計表を監督員に提出しなければならない。

（交通誘導員の資格等）

2

資格	資格要件
1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上である者。

- 3 受託者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。
- 4 受託者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。
 - ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
 - ・指定講習終了証明書（写し）
 - ・警備業法施行規則 第26条第2項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

（業務の施工時期）

第5条 第1回目の施工時期については、監督員が指示する路線について着手するものとし、第2回目の施工時期については、9月中旬着手するものとし遅くとも10月初旬には完了するものとする。

アベリア、ユキヤナギの剪定については、原則2回とするが枝の徒長程度により随時指示するものとする。

(高木剪定(冬期剪定))

第6条 高木の冬期剪定は、自然樹形の骨格枝を作ることを目的とした剪定とし、樹木の高さは概ね3mとする。

(関係機関との調整)

第7条 受託者は、業務の施工に際して土木工事共通仕様書1-1-39の履行にあたり、地元自治会ほか関係機関との調整を十分に図工事施工計画等について、工事説明会の開催や工事説明通知文書(別紙参照)を配布するなど理解を求めること。

(不法無線局搭載車両の排除)

第8条 請負者は、電波法を遵守し、不法無線局を登載した工事用車両を使用しないものとする。

(安全・訓練等の実施)

第9条 本業務施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により1月当たり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)本工事内容等の周知徹底
- (3)土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4)本工事における災害対策訓練
- (5)本工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画書を作成し、監督員に提出すること。
業務完了後、監督員の指示により、安全・訓練等の実施状況を掲示できるよう整理すること。

(不正軽油の使用の禁止)

第10条 1 受託者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第700条の22の2(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

2 受託者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

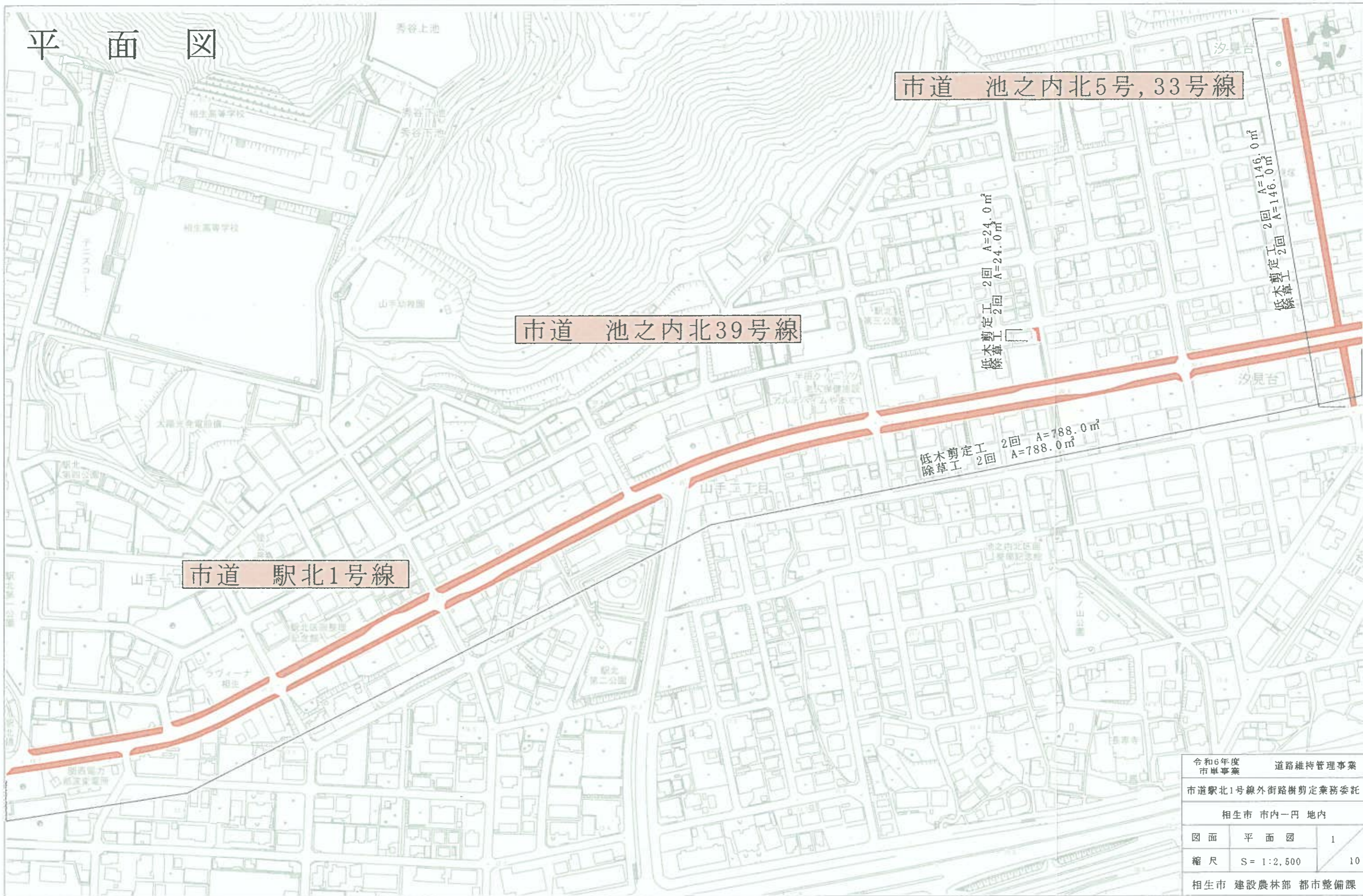
(その他)

- 第 11 条 1 本業務施工にあたり、現場代理人は携帯電話等を常時携帯し、絶えず連絡が出来る体制をとるものとする。
- 2 受託者は、業務期間中において工事場所周辺道路等の維持管理を適切に行い付近住民等から苦情等がないよう最善の努力をするものとする。
- 3 受託者は、本業務に伴う提出書類を土木工事請負必携により該当する項目について整理を行い提出しなければならない。
- 4 受託者は、本業務の施行に際して、第三者災害に対する保険（土木工事保険等）に加入し、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- 5 除草作業について、低木の中に生えた草も除根・除草するものとする。
- 6 処分量について、設計数量と差違がある場合は、処分伝票の写し及び集計表をもって監督員と協議し変更対応するものとする。

(疑義)

- 第 12 条 本件特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受託者協議し解決するものとする。

平面図



令和6年度 市単事業	道路維持管理事業	
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	1
縮尺	S = 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図

市道 竜泉町1号線

低木剪定工 2回 A=134.0㎡
除草工 2回 A=134.0㎡

市道 駅北1号線

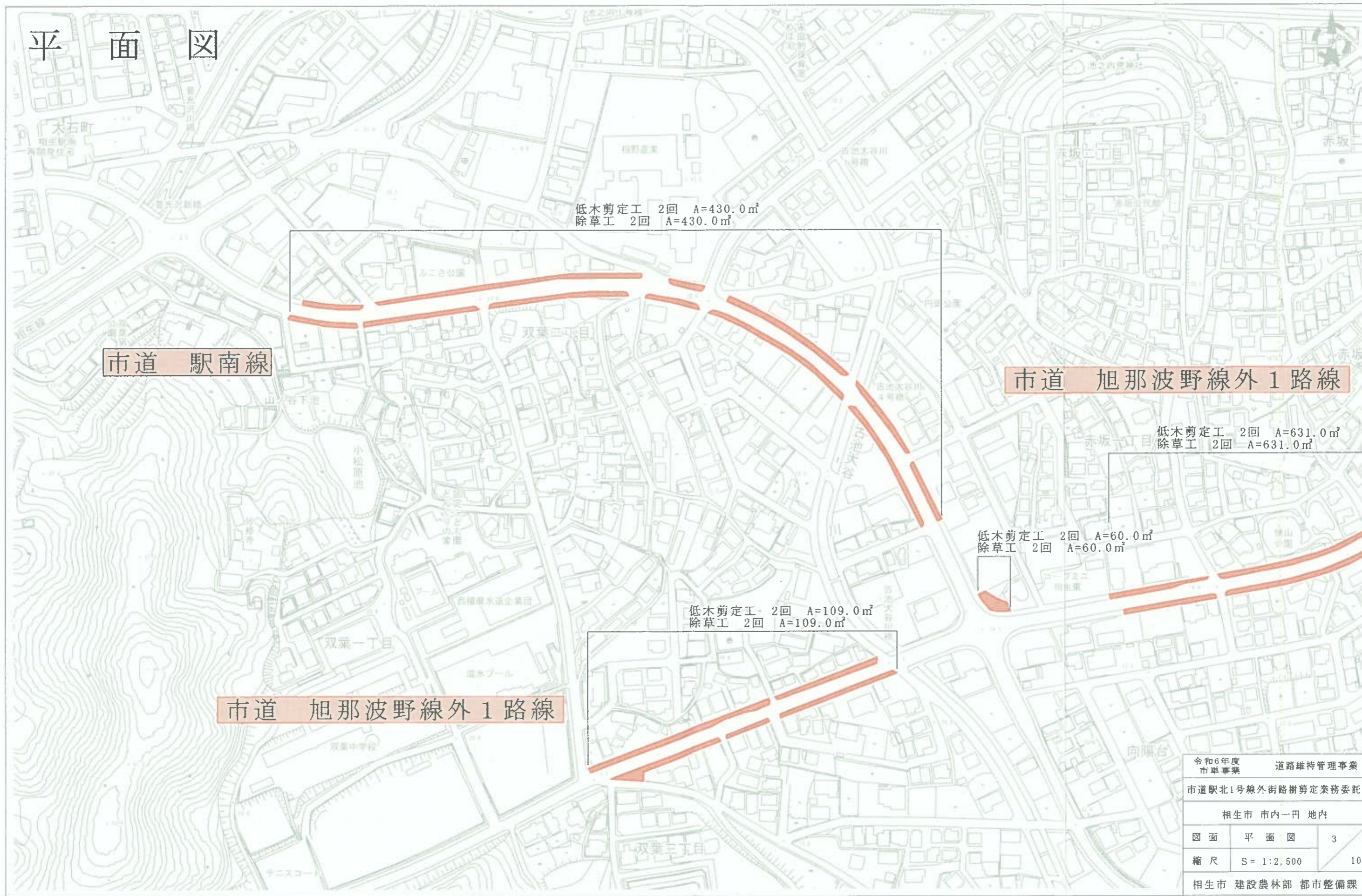
高木剪定工(夏期) 1回 N=3.0本(60cm未満)
低木剪定工 2回 A=20.0㎡
除草工 2回 A=20.0㎡

市道 駅西幹線

低木剪定工 2回 A=290.0㎡
除草工 2回 A=290.0㎡

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	2
縮尺	S= 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図



低木剪定工 2回 A=430.0m²
除草工 2回 A=430.0m²

市道 駅南線

市道 旭那波野線外1路線

低木剪定工 2回 A=631.0m²
除草工 2回 A=631.0m²

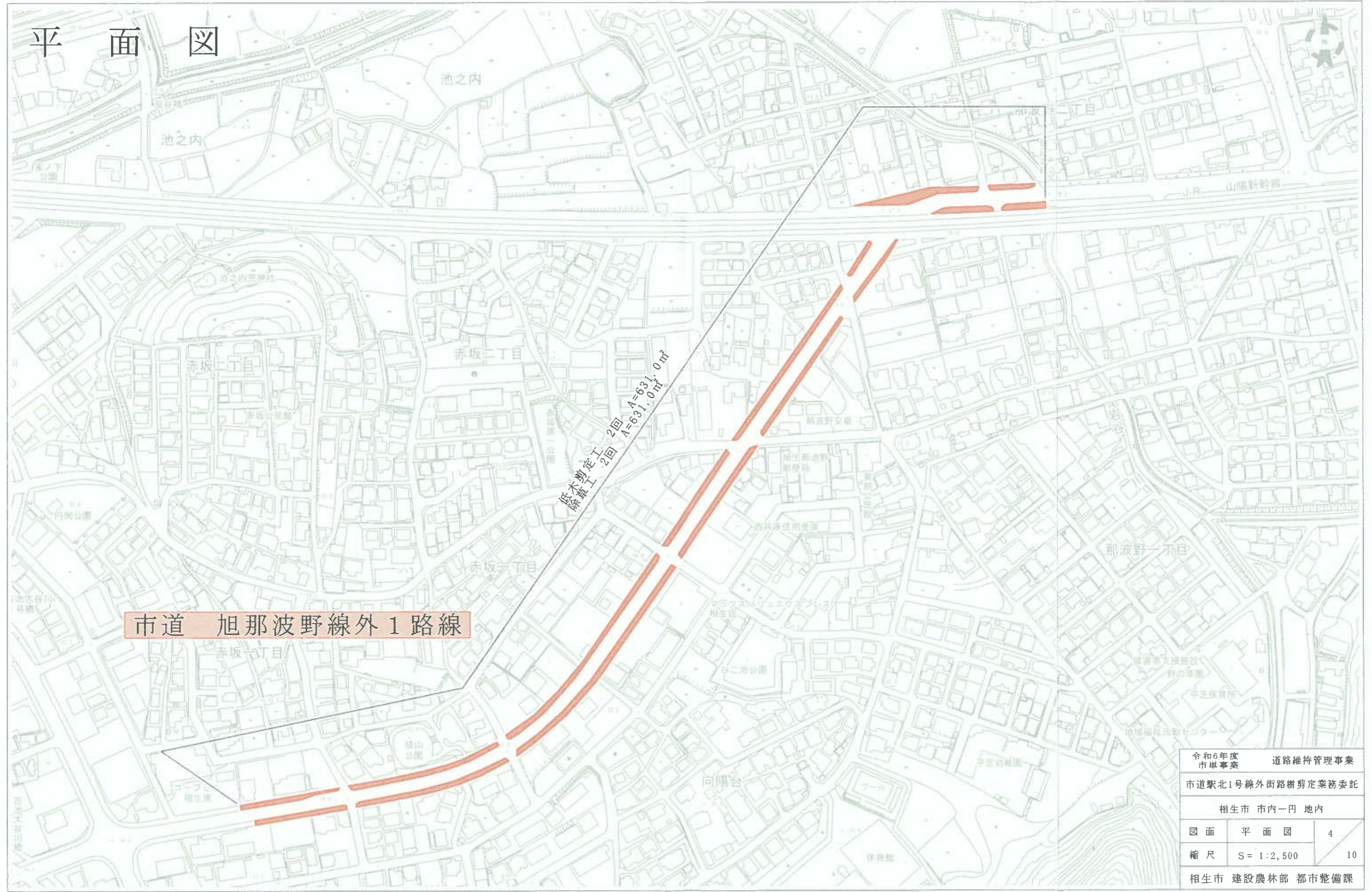
低木剪定工 2回 A=60.0m²
除草工 2回 A=60.0m²

低木剪定工 2回 A=109.0m²
除草工 2回 A=109.0m²

市道 旭那波野線外1路線

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	3
縮尺	S= 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図



市道 旭那波野線外1路線

低木剪定工 2回
A=631.0㎡

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	4
縮尺	S = 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図



市道 旭那波線

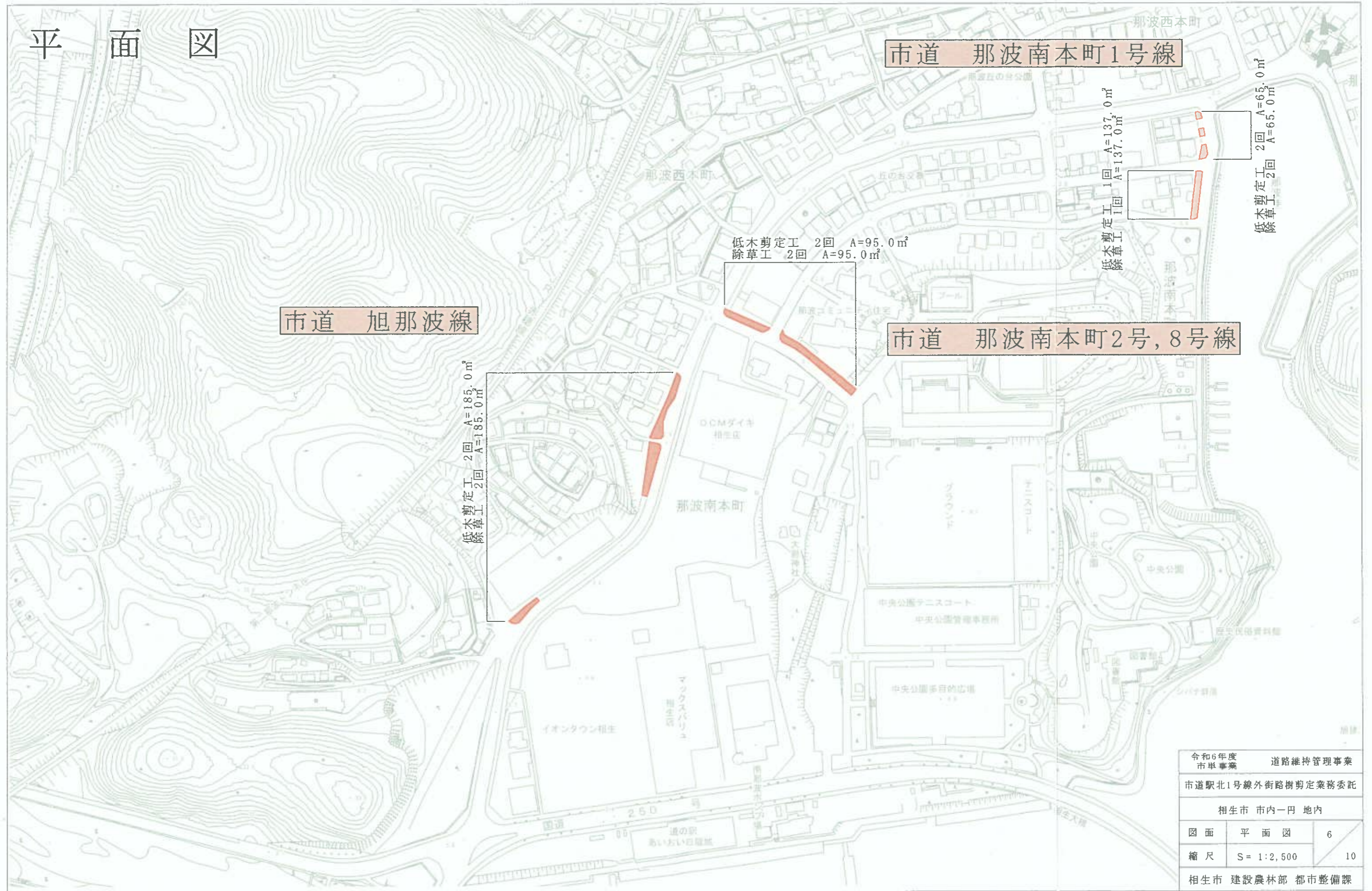
低木剪定工 2回 A=128.0㎡
 除草工 2回 A=128.0㎡

市道 相生那波線

低木剪定工 2回 A=87.0㎡
 除草工 2回 A=87.0㎡

令和6年度		道路維持管理事業
市単事業		
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	5
縮尺	S = 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図



市道 旭那波線

市道 那波南本町1号線

市道 那波南本町2号, 8号線

低木剪定工 2回 A=185.0m²
除草工 2回 A=185.0m²

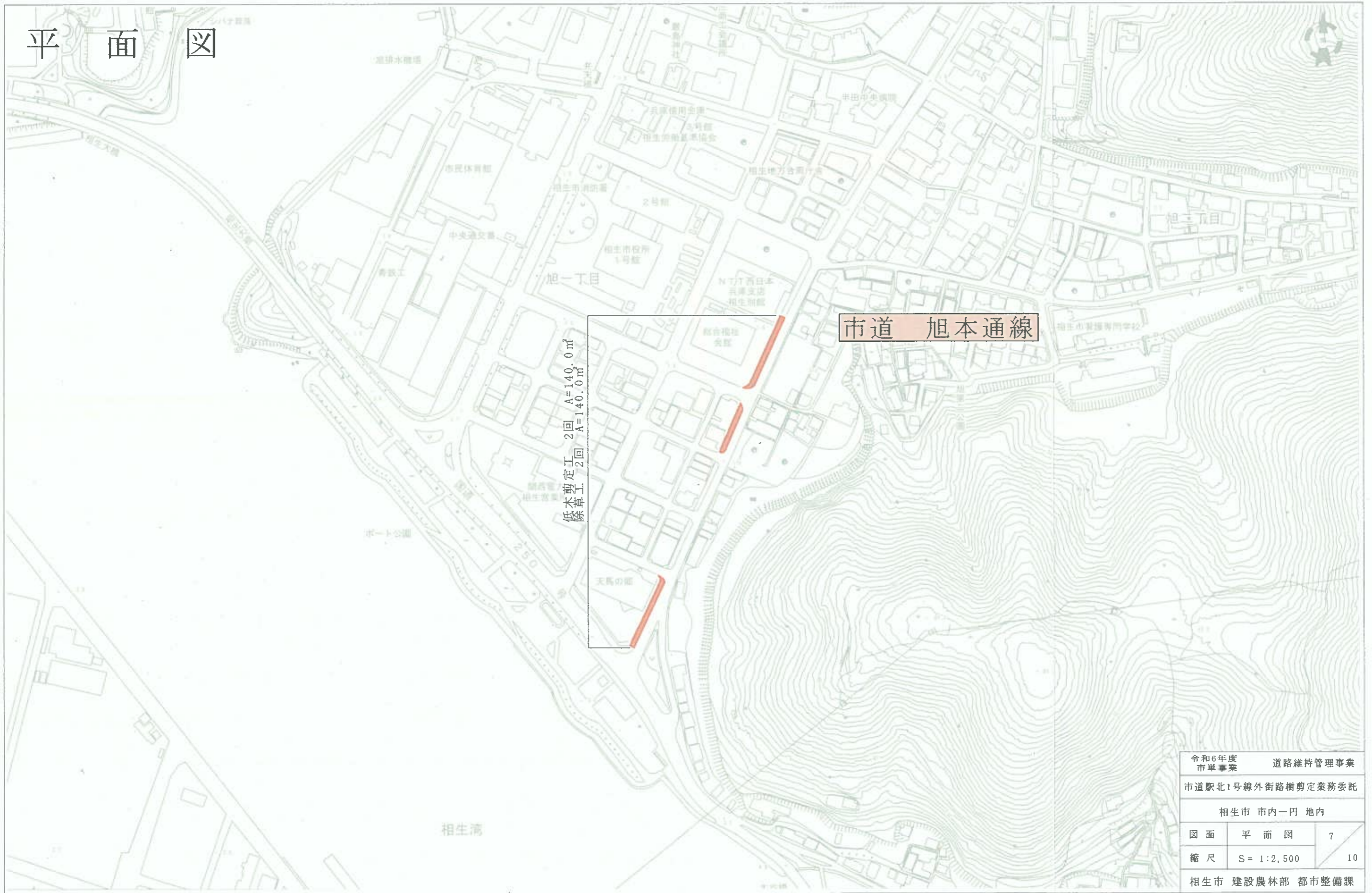
低木剪定工 2回 A=95.0m²
除草工 2回 A=95.0m²

低木剪定工 1回 A=137.0m²
除草工 1回 A=137.0m²

低木剪定工 2回 A=65.0m²
除草工 2回 A=65.0m²

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業	
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託			
相生市 市内一円 地内			
図面	平面図	6	
縮尺	S=1:2,500	10	
相生市 建設農林部 都市整備課			

平面図



令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	7
縮尺	S = 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

平面図



令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	8
縮尺	S = 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		



平面図

市道 相生野瀬線

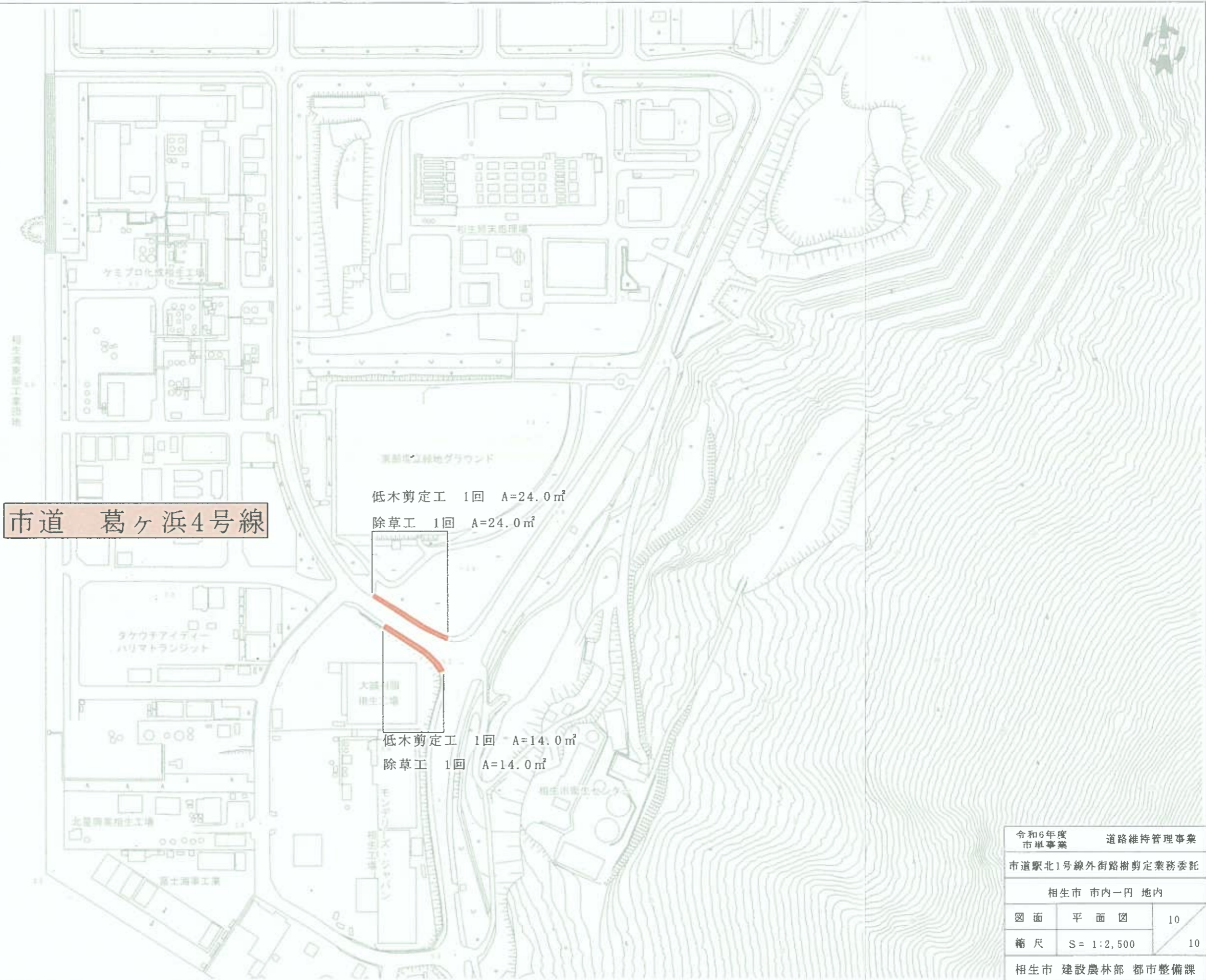
低木剪定工 1回 A=110.0㎡

除草工 1回 A=110.0㎡

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	9
縮尺	S= 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		

相生野瀬ポートパーク

平面図



市道 葛ヶ浜4号線

低木剪定工 1回 A=24.0㎡

除草工 1回 A=24.0㎡

低木剪定工 1回 A=14.0㎡

除草工 1回 A=14.0㎡

令和6年度 市単事業		道路維持管理事業
市道駅北1号線外街路樹剪定業務委託		
相生市 市内一円 地内		
図面	平面図	10
縮尺	S= 1:2,500	10
相生市 建設農林部 都市整備課		